

令和5年度第3回逗子市都市計画審議会

会 議 録

令和5年11月20日開催

令和5年度第3回逗子市都市計画審議会会議録

日時：令和5年11月20日（月）

15時00分～16時00分

場所：市役所5階 第1会議室

出席	苦瀬博仁 会長	近藤大輔 委員
	田幡智子 委員	高野毅 //
	丸山治章 //	堤勇一朗 //
	福岡伸行 //	鈴木新 //
	安田正則 //	
	加治屋正仁 //（代理：警備課長 眞家 宏之）	
	森尻雅樹 //（代理：計画建築部長 太田 宏美）	

欠席

	鈴木伸治 会長職務代理者	一ノ瀬友博 委員
	鈴木正 委員	板倉友梨奈 //

事務局	環境都市部石井部長	青柳次長（環境都市課長事務取扱）
	環境都市課有賀係長	平元主任 三橋主事

傍聴者 なし

【青柳次長】 それでは、定刻を少し回りました。ただいまより令和5年度第3回の逗子市都市計画審議会を開会いたします。

本審議会で事務局を務めます環境都市部次長の青柳でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、進行を会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

【苦瀬会長】 はい、かしこまりました。それでは、会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に会議の成立等について、事務局より御報告をお願いいたします。

【青柳次長】 それでは、着座のまま失礼いたします。会議の成立について私のほうから説明をさせていただきます。本日出席委員につきましては、現在10名の御出席をいただいております。鈴木伸治委員、それから鈴木正委員、一ノ瀬委員、板倉委員から事前の御連絡をいただいております。都合11名の出席がございますので、過半数を超えておりますことから、逗子市都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の成立を御報告いたします。なお、本日ですが、逗子警察署の加治屋署長、それから神奈川県横須賀土木事務所の森尻所長が公務により御出席いただいておりますけれども、逗子市都市計画審議会条例施行規則第2条に基づきまして、逗子警察署におかれましては警備課長の眞家宏之様、それから横須賀土木事務所におきましては計画建築部長の太田宏美様に代理出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開について御報告いたします。本会議は特に個人情報扱う案件を除き、公開により開催しております。情報公開の対象となりますので、会議録作成のため録音しておりますことを御了承ください。本日の審議案件は個人情報に係る事項はございませんので、傍聴希望者がいる場合については入室いただくことになっております。本日は傍聴希望は今のところありません。

次に、会議時間について御報告を申し上げます。本日審議会の会議予定時間につきましては、終了時刻、最大で17時を予定してございます。委員の皆様におかれましては、会議の進行につきまして御協力をお願いいたします。

こちらからは以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。では、続きまして、次第の2の議題に入りたいと思います。1番、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について移りたいと思いま

す。修正と、それから答申案でございますが、事務局より御説明をお願いいたします。

【平元主任】 環境都市課の平元です。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず初めにですね、議題1の資料について確認をいたします。事前郵送させていただいている資料でございますが、まず初め資料1-1、都市計画マスタープラン素案に係る意見、横長のものですね。ホチキス止めされているもの。続いて資料1-2、こちら立地適正化計画素案に係る意見、こちらも横長のものです。続いて資料2-1、都市計画マスタープラン（案）令和5年11月時点というA4縦の分厚い冊子のものですね。同じくA4縦のもので、資料2-2、立地適正化計画（案）令和5年11月時点でございます。あと、最後にですね、参考資料としてA3横長の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の本計画の策定スケジュールでございます。以上が本日の資料になります。資料につきまして過不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、まず本日の審議会の趣旨から御説明をさせていただければと思います。前回はですね、前々回、本年度第1回の審議会の中で御説明をしてですね、様々御意見をいただいたものに対する主立った変更点ですとか、その意見の対応状況について御説明をし、御審議をいただきました。今回もですね、前回皆様からいただいた御意見を踏まえて、計画案をブラッシュアップしてまいりましたので、その説明を行い、御審議をいただければなというふうに考えております。また、本日はですね、計画に関する審議の最終回というふうになりますので、答申の取りまとめも行えればというふうに考えております。この後、議題2のほうですね、答申案を議題2の前にですね、ちょっとまた事務局のほうからお配りをいたしますので、それをもとに御審議をいただきまして、答申につきましては後日会長と事務局のほうで最終的な文言については調整をさせていただいた上で、市長に対して答申を差し上げる流れで考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず議題のア、イごとにですね、資料を説明し、それぞれ質疑応答の時間を設けたいというふうに思います。まず、議題のアのですね、前回審議会意見を踏まえた修正について説明をさせていただきます。本日のですね、資料1-1、1-2及び2-1、2-2をお手元のほうに御用意いただけますでしょうか。まずですね、都市計画マスタープランに関して御説明をしてまいりますので、資料1-1とですね、あとそれに対応するというような修正箇所

をお示ししてまいりますので、資料2-1をお手元に御用意いただけますでしょうか。今回はですね、件数も少ないので、お出ししている資料全てですね、ちょっと一通り御説明をさせていただきますと思います。

では、まず資料1-1で、前回と同じつくりになっておりますが、一番左側に通し番号、その次に該当するページ、さらに項目と、あと前回委員から、前回審議会でいただいた御意見と、その御意見をいただいた委員の方のお名前、あとこの対応というのはですね、各資料の上のほうにですね、○は意見に対して反映し修正するもの、□が既に内容等が盛り込まれているもの、盛り込む予定のもの、▲が意見を反映するのは困難なため、素案どおりとしたもの、■が今後の参考意見とするものという形で、ちょっと対応区分を分けております。最後、一番右側の備考のところですね、前回審議会で事務局のほうから回答差し上げた内容及びそれをさらにその後ですね、今回までのところで事務局の中で改めて再考し、対応方針として検討したものであるものを記載をしております。

では、早速1番からまいりたいと思います。1番はですね、都市計画マスタープラン（案）の23ページですね。財政に関する項目ということで、こちらの項目自体は今回23ページのところにも黄色い四角でありますとおりでですね、前回説明差し上げたとおりで、公共施設等総合管理計画という別の計画が改定予定のため、その最終的なですね、改定に合わせてデータ等の更新はしていくんですけども、こういった財政状況を詳細に示していることは評価するというコメントを前回いただきました。

続いてですね、通し番号2になりますけれども、これはですね、30ページとちょっと41ページ、それぞれに関わる内容になります。御意見としてはですね、「生物多様性」というキーワードを盛り込まれたいということで、逗子市の自然環境は生物多様性も育んできたことから、動植物の生育の場という表現だけでなく、生物の多様性といったキーワードを入れられたいというような御意見でございました。これに関してはですね、30ページのところに関しては、（7）環境との共生、この30ページの部分はですね、都市づくりの視点、この都市計画マスタープランを策定する上で、こういった視点をちょっと盛り込みますよというコーナーになるんですけども、その環境との共生の中でキーワードを加えております。

さらにですね、実際の方針というところでは、41ページになりますね。41ページですね、上のところの基本的な考え方というところですね、豊かな自然を次世代につなぐため、生物多様性に配慮した自然環境を保全するとともにということで、「生物多様性」というキーワー

ドを入れさせていただいております。

続いてですね、項目3番になりますけれども、こちらはですね、御意見としては地域のコミュニティに関する記述はあるが、外国人に関する記述がないということでコメントをいただきました。そちらに関しましてはですね、一番右側の備考欄のところ、前回審議会の中でもお答え差し上げたんですけれども、あくまで都市計画マスタープランは都市や課題を空間という観点で解決するためのものであるということで、そういった部分はですね、ソフトの部分が多いため、他計画の中で反映させていくという考え方で整理をしております。

続いて4番ですね、39ページ、40ページに係るものです。M a a Sの関係なんですけれども、もともとですね、M a a Sに資する新技術の導入という表現でございました。ただ、前回の御意見として、M a a Sというのは新しい技術だけでなく、既存の技術も含めたというような観点もあるんじゃないかというような御意見もございましたので、それを踏まえてですね、39ページの基本的な考え方のところではですね、多様なインフラや既存技術を活用、また新技術の導入検討によりM a a Sの推進を図りますということで、新技術だけではなく、既存技術も活用するという内容のですね、文章に修正をしております。

続いて、通し番号5番になりますが、これは41ページの関係ですね。「グリーンインフラ」のキーワードを盛り込まれたいというような御意見がございました。こちらに関しましては、41ページの一番上の基本的な考え方、生物多様性に配慮するという部分のすぐ下ですね、また、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制）等を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラの取組を進めますということで、これはもともと緑の基本計画の中にですね、グリーンインフラというキーワードがございましたので、その辺りを引用しながら、今回の都市計画マスタープランに追加をしてみました。

続いて6番ですね、ページとしては44ページになります。防災の関係で、災害時に避難の場、生活拠点の場となる小学校や中学校について、どのように評価していくかということと、避難物資の輸送等の観点での御意見がございました。こちらはですね、避難所等における生活の質の確保の観点からですね、もともと立地適正化計画の中の防災指針の中で、一部触れていた部分ではあったんですけれども、この都市計画マスタープランのほうでもこの44ページの都市防災の基本方針のまた上の基本的な考え方の中にですね、また災害時における避難所生活の質を維持・確保するため、指定緊急避難場所や避難路等の整備に努めるとともに、一般避難所や福

社避難所の安全性の確保と不足機能の確保等受け入れ環境の充実に努めますのような文章を追加で入れております。

では、資料1-2を1枚めくっていただいて、裏面ですね、続いてですね、通し番号7番です。こちらもちよっと防災関連の関係で、逗子駅周辺などの津波浸水区域内では、津波等の災害時において都市機能が停止することが考えられると。行政機能など都市機能を一時的に担う場として、東逗子駅周辺の位置づけを強化する必要があるということで、御意見をいただいております。こちらに関してはですね、都市計画マスタープラン自体というよりも、立地適正化計画のほうでですね、取組方針として災害対策本部の代替施設の機能確保というのを立地適正化計画のほうでは位置づけております。ただ、一方でですね、あくまで災害対策本部、いざ災害が発生したときにですね、市役所内の市長を筆頭にですね、各部長級がそろって災害時のですね、指示等を行う災害対策本部というものなんですけれども、その代替施設というのが市役所が機能不全になった場合は消防本部、桜山の消防署ですね、さらに機能不全になった場合は沼間のコミュニティセンターが災害対策本部の代替施設ということで位置づけておるんですけれども、行政機能などの都市機能を一時的に担うというところまでは位置づけきれていないというような現状がございます。

こちらに関してはですね、非常に大きな部分というのもありまして、ちょっと今回の都市計画マスタープラン自体に具体的な記載等が書き切れない部分もございますので、これは次の議題でですね、答申案について御審議いただければなというふうに思っているんですけれども、事務局のほうで、この部分を触れたですね、答申の案をお示しして、また御審議いただければなというふうに考えております。

続いて、通し番号8番ですね。こちらはまた防災の関係でございます。災害時において逗子市が孤立しないよう、生命線となる県道24号、県道205号、県道311号の沿道建築物の堅牢化を図るなどの方針を盛り込めないかということで御意見をいただいております。こちらに関しましては、都市計画マスタープランの44ページの②地震・津波対策の方針において、もともとちよっと前回の審議会の中では、すぐに事務局のほうから御説明ができなかったんですけれども、下から2行目のところですね、併せて市街地の延焼防止や災害発生後の円滑な輸送を支えるため、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化・不燃化を進めますという文言が記載をしておりました。ただ、よりちよっとこの文章だけだとですね、より生命線となるような逗子市においての重要な道路に対しての対策というところが少し見えにくいかなというのもありましたので、こ

の黄色のマーカで引いてある県道24号（横須賀逗子）などのということで、具体的な路線もですね、盛り込みながら説明を補足するような形をとっております。

続いて、通し番号9番ですね、こちらはちょっと質問というような形でございましたが、河川整備について暗渠も対象になるのかということで、それに関しては整備対象になるということで前回の審議会のほうでお答えをさせていただいております。

続いてですね、10番ですね、複数いただいたんですけども、ウォーカブルなまちづくりに関係する内容でですね、様々御意見をいただきました。これはウォーカブルという概念をですね、この都市計画マスタープランの中にも加えたほうがよろしいのではないかとというような意見でございました。

具体的な対応としては、複数のページにまたがってしまうんですけども、まず37ページですね。土地利用の基本方針になるんですけども、この土地利用の基本方針の①ですね、商業4系の土地利用のところに、黄色マーカで引いてある部分ですね。JR逗子駅、東逗子駅周辺では、本市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の強化を図るとともに、都市基盤等の再整備に合わせたオープンスペースの確保や公共空間の利活用、官民のストックを活用したウォーカブルなまちづくりについて検討しますというので、キーワードを加えております。

さらに続いて39ページですね。39ページが都市交通の基本方針というところになるんですけども、ここの中の①道路ネットワーク形成の生活道路の中にもですね、歩車分離や道路舗装等による歩行者の安全性確保を図るとともに、ウォーカブルなまちづくりを検討しますというようにキーワードを加えております。

さらに、最後47ページですね。この47ページがですね、全体構想の中の住環境の基本方針に当たるところなんですけれども、47ページの一番上、ニューノーマルな暮らし方、働き方への対応、これはちょっと取組表のところでお覧いただければと思うんですけども、もともと逗子市まちづくり条例、逗子市景観計画に基づく緑化基準のただし書きの適用基準という、こういった基準がですね、2022年の12月にまちづくり景観課のほうで作成をしております。こちらはですね、一定規模以上の建築行為というのがまちづくり条例等の規定でですね、オープンスペースですとか緑地を確保することというふうになっているんですけども、さらにその条件を満たしたものに関しては、よりオープンスペース、緑地の義務というところを取り除いてですね、オープンスペースを広く確保するというので、緑地の機能を除くというような、そういった適用基準というのを設けております。ちょっとその辺りの考えを踏まえて、実際の都市

計画マスタープランの文章としてはですね、新型コロナウイルス感染拡大に伴う人々のニーズの変化を受け、緑やゆとりを感じるまち中や歩いて楽しめるまちづくりが全国的に求められるようになったことから、都市基盤等の再整備に合わせてオープンスペースの確保、歩行者の休憩に寄与する施設や良好な景観形成に寄与する施設の設置、公共空間の利活用、官民のストックを活用したウォーカブルなまちづくりについて検討しますということで、少しウォーカブルの内容ですね、こちらのほうにもちょっと複数の方針のところに盛り込んでいるような形で修正をかけております。

では、続いて資料1-1、次のページにまいります。次のページでですね、通し番号11番ですね、こちらはですね、小坪地域のまちづくり構想の関係でですね、歴史に関する視点を入れたいらどうかというような御意見でございました。こちらに関しましては、41ページを御覧いただけますでしょうか。まずですね、41ページの①緑地等の創出・保全・利活用の中でのですね、2つ目の項目、緑地等の環境保全。この中の上から3行目ですね、歴史的風土特別保存地区については新たな地区の指定に向けた検討を進めますであったりとか、上から2行目ですね。鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域は貴重な歴史として保全を図りますということで言及をしております。

さらにですね、46ページを御覧いただけますでしょうか。46ページですね、住環境の基本方針の中の①地域の特徴を生かした良好な住環境の維持・創出の中の上から2番目の項目ですね、逗子海岸周辺、小坪漁港周辺ということで、逗子海岸周辺のところで言うと、逗子海岸周辺では圧迫感のない、ゆとりある住環境を維持・創出するため、景観計画における景観形成重点地区（歴史的景観保全地区）のガイドライン等により、良質な建築物への誘導、敷地内緑化等の促進を図ります。さらに小坪漁港周辺では、昔ながらの漁港の風情とリゾートとしての街並みが共存した立地特性を保全しつつ、それを生かした地域の活性化を図りますという観点でですね、一部既に言及している部分がございます。都市計画マスタープランはですね、先ほど申し上げたように、あくまで逗子市の課題を空間という観点で解決するというようなものになりますので、都市計画の観点で書き得る部分では、このくらいの範疇が適当ではないかというような判断をちょっと事務局でいたしましたので、これに関してはですね、既にちょっと計画に盛り込まれているという整理をさせていただきました。

続いてですね、12番ですね。こちらはですね、御意見としては民間の調査の中で住み続けたいまちランキングで逗子市は3位だったけれども、住みたいまちではないと。住み続けたいを

維持しながら、住みたいまちになるような魅力あるまちづくりを図られたいというような御意見を頂戴しております。こちらに関しましてはですね、31ページのところで、この御意見自体はですね、どちらかというと事業の実際の事業進行、実際の事業の中でこういう観点で生かしてほしいというような御意見かなというふうに受け止めたんですけども、都市計画マスタープランの中でもですね、31ページの将来都市像の一番下から2行目ですね、そんな穏やかな暮らしを楽しめる都市環境、市民が誇り、来訪者が憧れを抱く自然豊かな住宅都市として選ばれるまちを目指しますということで、もちろん今住んでいる方に対してもフォーカスはするけれども、さらに来訪する方にとってもですね、将来的に住みたいなと思っていただけるような、そういったまちを目指していきたいというような思いをですね、ここのところにも盛り込んでおります。

続いてですね、13番ですね。ユニバーサルデザインの観点で、近年障がいを持っていることも特性として認識されつつあると。ユニバーサルデザインを推進するというようなキーワードもあつたらどうかというような御意見を頂戴をしております。こちらに関しましては、33ページでございますね。33ページがですね、都市づくりの目標ということで、先ほどの将来都市像を5つに細分化して、目標ということで落とし込んだものになるんですけども、ここの中の(1)若者、子育て世代、高齢者等あらゆる世代にとって便利に生活できる都市という項目の中にですね、ユニバーサルデザインも配慮された生活に必要な機能が適切に確保され、新しいコミュニティーが充実した若者、子育て世代、高齢者等あらゆる世代にとって便利に生活できる都市を目指しますということで、こちらにですね、ユニバーサルデザインというキーワードを盛り込むことによって、どちらかということこれは文化の方針に特化してというよりも、全体にかかってくるような御意見かなというふうに思いましたので、こちらの項目で記載をしております。

続いてですね、都市計画マスタープランの部分の14番、最後の項目になります。スポーツの関係で、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めるなど、スポーツというのはいわゆる競技だけではなく、どちらかということ体を動かす喜び、楽しみだったりとか、そういった視点も大事ではないかというような御意見を頂戴をしております。こちらに関してはですね、対応表のほうで御覧いただければと思うんですけど、備考欄ですね。体を動かし、健康増進に寄与するという観点も踏まえて、前述のとおりウォークブルの関係のですね、いくつか都市の全体構造の分野別の基本方針のところいくつか盛り込みをさせていただきましたので、

まずそういったところで少しでも自分の足でですね、歩いて健康を享受するというような要素も含まれるかなというふうに考えております。ただ、スポーツそのものに関してはですね、やはりちょっとソフト施策というか、都市計画マスタープランで直接に書く部分というよりも、どちらかという関連計画のところで具体的に記載をしていく分野かなというふうに思いましたので、このくらいの記載にとどめております。

では、まず今のところは都市計画マスタープランに関するところです。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。都市計画マスタープランと立地適正化計画と両方あるので、あっちへ行ったりこっちへ行ったりするので大変でしょうから、マスタープランで一回切って質疑をやり、次に立地適正化計画でまた質疑を行って、最後に両方一括でというふうにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今の都市計画マスタープラン素案に関しての意見と、関係といいますか、事務局の御説明がありましたけれども、皆さん何か御意見はございませんか。

【近藤委員】 説明ありがとうございます。前回出席ができなかったもので、新たな視点になってしまうのかもしれないので、具体的な施策になりがちなので、意見として付しておきたいんですけれども、いたるところの良好な自然環境の重要性であったりという視座が入っているんですけれども、来年度から本格的に森林環境税と森林環境譲与税がスタートしますよね。申し上げたいのが、緑の保全であったり、安全対策みたいなことが書かれているんですけれども、管理というキーワードが僕は必要だと思っているんです。いわゆる人の手を離れた木なんぞが、すごく高木化して、風にあおられて土砂崩れを誘発したりだとか、自然環境という多様な恵みを与えてくれると同時に、そういう災害という危険性もはらんでいると。よってなんですけれども、管理という視座があってもいいんじゃないかなと。冒頭申し上げましたように、森林環境譲与税も交付されていますし、今後の使い道として管理であったり、もしくは市民への啓発、ちょっと言葉が正しいか分かりませんが、何かそういう新税の導入も本格化しますし、大切な緑の管理という視点もあっていいのかなと。よく読んでいきますと、グリーンインフラであったり、市街地近辺の緑地を安全対策を図るみたいなことが書いてあるんですけれども、管理みたいなことには触れてないので、どうかなと思って発言をいたしました。意見として申し上げます。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

【石井部長】 御指摘のとおりだと思います。緑の基本計画という、個別計画があるんですけ

れども、それは近年、改定したときにはですね、御指摘のとおり逗子市内でもかなり崖地の崩落というのがあるというところがありますので、そういった観点は少し触れながら、そこにもしっかり力を入れていくという方針がございますので、御意見として踏まえましてですね、しっかり維持管理にも力を入れていきたいと考えております。

【苦瀬会長】　ということは、御意見いただいて、もしここでお認めいただければ、どこかそういう文言は追加しましょうねということにさせていただいて、細かい文言は多分1行とか、ごめんなさい、何文字かもしれないので、事務局と私にらせていただくということにさせていただきたいと思います。

【石井部長】　41ページの都市環境の基本方針のところ、少し精査させていただきたいと思います。

【苦瀬会長】　41ページの①の緑地等の創出、保全、利活用のあたりのところで、管理というふうな視点がちょっと入るといいかなという、そういう御提案だろうと思います。よろしいですか。

【近藤委員】　はい。

【苦瀬会長】　ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

【鈴木（新）委員】　よろしいですか。新たな視点になるかもしれないんですけども、この質問書とちょっと離れましてね。都市計画マスタープランの44ページに少し関係があるんですけども、地震・津波対策のところなんですけどね。それから今、お話の中にウォークブルなまちづくりというのが話が出てきたと思うんですけどね、池田通りというのは最近というか、ここ1年くらい前から電線がなくなりました。非常によく、空が広くなったという感じで、いいんですけど、傾向なんですけども、実はあそこを見てみると、新しいビルが建って、要するにビルの側面から張り出した、大きな看板があるんですよ。要するに中にランプがつくものもあります。いろんな形式がありますけどもね。そういう大型な看板がね、出てきている。それは非常に見るほうも確かに見やすいんですけども、これをそのまま放置していいのかどうかという。それは何かというと、既に3日前でしたっけ、なぎさ通りのほうで街路灯が倒れましたよね。あの街路灯が倒れたあれ、実は私、防災関係のことをちょっとやっていたので、既に防災安全課のほうに何遍かお話ししているんですけどね、あの非常に昭和のクラシックな、頭の重い街路灯がね、あれは危ないねと私たち随分前から申し上げていたんですけども、見事に倒れましたね、あれね。それで、死者とかそういうのは出てませんけれども、なぎさ通りが一時

的に通行不能になったというようなことがありますのでね、要するに頭の上というものをね、やっぱり考えなきゃいけないんじゃないかというふうに私は思ってます。ウォークブルなまちづくりも結構なことだけでも、それで例えばもう少し具体的な話にとると、例えば地震・津波対策のところで、実はここにブロック塀の撤去などというような細かなことも書いてあるので、逆にその中でやっぱり一言触れていただきたいな。頭の中の、頭の上の危険性をですね、排除していくんだということ、あるいはその看板もね、また、私も分からないんですけども、規制というのは何かあるんでしょうか。あるいは、看板の点検というような、何年に一遍やらなきゃいけないとか。実はあれ、大阪のほうでああいうのが落っこちて死んだ、死者が出てますね。既にね。だから、そういうようなこともあるので、あの大きな看板が今後どういうふうに管理されていくのかということも含めてね、何か地震・津波対策という中で、そういうものを触れておく必要がないんでしょうかというのが私の質問です。意見です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。今の御質問に対して、いかがでしょうか。

【青柳次長】 ちょっと今、確認なんですけど、池田通りのところに頭上に看板があるということの前提でお話をされている。

【鈴木（新）委員】 それもあります。そういう要するに頭上のね、頭上の看板類、要するに落下が気になるんですよ。どんな地震が来たら落ちるかどうかわかりません、私も。あるいは耐震、いくつを設定しているのかわかりませんが、そういう頭上のものについて、要するにまちづくりとして、安全を考えていく必要があるんじゃないかという観点から申し上げているわけです。だから池田通りだけじゃありませんよ、もちろん。

【青柳次長】 分かりました。全体的なことよろしいですか。もう一回改めて御説明をいたします。今、鈴木委員からの御質問、御指摘に関しましては、基本的には逗子市としては景観の部分で看板の掲出に関しては一定のルールがございます。ですので、突き出し看板だとか、ビルから垂直に出ているような看板というのは、ルールを超えて設置できないんですね、新たには。前からあるものについても、基本的には撤去を前提にしているので、多分、あまりないと思います。例えば屋上の看板についても、今は掲出できないことになっていますので、それについては大丈夫なんですけど。ただ、以前からあるものについてを、全部撤去するような指導はできないので、それは架け替えのときをお願いをして外すような形になっていくと思います。現状でついているものに関して、老朽化に関しては、今おっしゃった事故があって、全国的に見直しをするというところがありましたので、そのときに改めて声かけをしておりますけれど

も、現状どうなっているかというところまでは、ちょっと私どものほうではお声かけていませんが、基本的に頭上の安全確保というところについては、考えとしてはありますし、他部署ですけれども、そこはやっているというところで御理解いただければと思います。

【鈴木（新）委員】 他部門でやってる。

【青柳次長】 同じ部内ですけど、景観担当でやっています。

【鈴木（新）委員】 それならそれでいいんですけどね、例えばここにね、地震・津波対策というのが書いてあるんですが、その地震というのもね、先ほど申し上げたのは、あれは風で倒れたんですけども、街路灯の、みんなね。あれはもうほんと撤去していかなければいけない。今すぐにでも撤去していかなきゃいけないと思っているんですけど。それを、何遍も申し上げてもなかなか動いていかないということがありますのでね。だから、要するに僕の言いたいの、要するに都市計画マスタープラン、考えるときにね、頭上のものというものについての配慮をね、どういうふうに織り込んでいくのかということが必要じゃないかというふうに私は思っています。それだけです。

【平元主任】 今の御意見というところで、恐らくこれまでの行政の中で、しっかり対応しきれてないというところに問題点を感じられたというところだと思うので、それはひとつまず御意見として受け止めたいというふうに思っています。

一方で、都市計画マスタープランがこれまでの過程、3回の中ですとね、まとめていく中では、非常に難しいのは、各個別計画との整合等も図りながらですね、あと世の中の問題点だったりも移り変わってきますので、その辺りを含めて今、計画というのを策定をしておるんですけども、ここちょっとブロック塀というところがひとつ具体的なというような話がありましたけれども、ブロック塀の部分、御承知のようにですね、数年前に通学路で崩れて、それを機に逗子市のほうでも一度、全箇所点検をしたりですとか、そういった対応というのも踏んでいます。なので、ちょっとそういったのを踏まえて、ひとつ具体化できる記載については、そういった整理はしておるんですけども、今の部分というところは、より新たな、ある意味視点みたいなところもありますし、ちょっとその街路灯の部分に関しては、ちょっと所管のほうでどういった問題意識かということも含めて、まずその確認をしてということもあろうかなと思いますので、ここでいただいている意見、これまでの部分もですね、個別に各所管に関わるようなものに関しては、私どものほうから所管にも情報というのは共有をさせていただいておりますので、まずはちょっといただいた御意見は担当のほうに確認をしたいなというふうに

考えております。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。44ページの②地震・津波対策の3行目に、狹隘道路の解消やブロック塀の撤去等によりと書いてあるので、ブロック塀や頭上の構造物の倒壊を防ぐためにとかと書いておけばよろしいかと、そういう感じもするわけで、その辺の文言をね、七、八文字入れるんだというんだったら、別に大きな問題じゃなさそうな気がするんですけど。とはいえ、行政内のいろいろな調整も必要ですから、その辺はちょっと考えてみてください。ありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。それでは、一応、一回ここで都市計画マスタープランの素案に関する意見が一回終わって、また最後に戻ろうとも思いますが、次に立地適正化計画のほうに進めていただきたいと思っております。お願いいたします。

【平元主任】 では、続いて資料1-2とですね、資料2-2、立地適正化計画に係る意見の審議会中と、あと立地適正化計画（案）の令和5年11月時点ですね、この2つを御用意いただけますでしょうか。

ではですね、まず、登録番号1番から申し上げたいと思っております。これはですね、ちょっとこのページのところで、資料2というふうに記載があるんですけども、前回まちづくり連携砂防事業の関係で…に係るですね、修正を加えますということで、ちょっと別の資料で御説明をした関連に関する御意見、御質問に対するお答えというような形になります。

まず1つ目はですね、急傾斜地崩壊危険区域に対してですね、この制度設計自体に対する御意見というふうに受け止めました。ですので、いただいた御意見は関係部局にもお伝えするとともに、前回横須賀土木事務所所長様も御出席いただいておりますので、そういった形で御意見を受け止めさせていただければなというふうに考えております。

続いてですね、2番ですね、崖地近接等危険住宅移転事業の関係で、移住誘導にかかる移転費用等の支援について、市・県・国で検討しているのかというような御質問をいただいております。こちらですね、審議会の中で、現在まちづくり景観課を中心にですね、神奈川県さんとも調整をしながら、この事業についてですね、新たな新設というのを検討しているということでお伝えをしております。

続いてがですね、3番ですね。土砂災害レッドゾーンの考え方ということで、土砂災害レッドゾーン対策の考え方として、移転等により住まない地域とするリスク回避か、もしくは対策工事によるリスク低減、どちらの方向性であるかというような御質問を頂戴をしております。

これに関しても前回お答えしたとおりでございます。両方の要素が含まれますけれども、そもそも立地適正化計画では居住誘導区域からレッドゾーンは除くようにというのが国の考え方であるため、レッドゾーンには新たに住まないように、新たに住む方を減らすことによって、もともとのリスクを回避していくという方向性が全体としてもある程度あるのかなということでお答えをしております。

続いてがですね、移転誘導の方向性ということで、立地適正化計画内にレッドゾーン内の居住人口割合の目標設定をしている以上、行政内部としてそれに向けたビジョン、具体的な政策を持つべきではないかというような御意見をいただいております。こちらに関しましてはですね、前回一定お答えをしておりますが、改めて事務局の中でもんだ中でも、対応方針といたしましては、本市の実情としてですね、ちょっと市域の中に幅広くレッド、イエローが指定されているという現状もありますので、移転先となり得る候補地がそう多くないというような現状も踏まえて、移転費用等の支援だけでなく、今回新たに創設する届出制度による新規開発等のコントロールと災害危険区域の周知等、あらゆる施策をですね、組み合わせることによって、全体として人口減少が予想される中で、土砂災害レッドゾーンの人口割合の低減を目指していくというのが今回の立地適正化計画の考えでございます。もちろん、その具体の事業実施に当たっては、今回の計画の趣旨を踏まえて、関係機関と協力して進めたいというふうに考えておりますということで、事務局で改めて考えをまとめさせていただきました。

最後、5番ですね。国等が行う支援施策という関係でですね、優良建築物等整備事業が入っていないのではないかというような御指摘をいただきました。こちらはですね、立地適正化計画の67ページをお開きいただけますでしょうか。確かにこちらも優良建築物等整備事業についてはですね、織り込んでいく必要があるかなというふうに考えましたので、この67ページの下段（2）施策の展開の中の施策1の（1）、黄色いマーカーが入っているところでですね、市民のニーズを捉えた都市機能の誘導・集約化の中に、都市構造再編集中支援事業だけでなく、今回の優良建築物等整備事業というのを加えたのとですね、さらに70ページを御覧いただけますでしょうか。今回70ページがですね、国等が行う支援施策というのをまとめておりますので、この70ページの上から3番目に同じくですね、加えさせていただいたというような形で計画のほうに御意見をちょっと盛り込んでまいりました。

立地適正化計画に関しましては以上でございます。お願いいたします。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ただいまの立地適正化計画の素案の修正に関しまし

て御説明がございましたが、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、立地適正化計画の素案に関する御意見がないということにさせていただきます。

それでは、もう一回振り返って、両方2つ合わせて、ちょっとここ言い忘れていたなとか、こちらとこちらを並べてみると、こうだったよねとか、何かございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【鈴木（新）委員】 ちょっとすみません。これのマスタープランのほうの30ページですか、30ページのところに写真が入っているんですよね。この写真は何を示しているのか、よく分からないんですけど。例えば防災・減災の取組による国土強靱化ということになってはいますが、これは崖崩れのところを示していると。これは逗子市のものですか。

あまり意味がないんですか。

【平元主任】 そうですね、物によって、逗子市のものを入れたりとか、一般的にちょっとイメージを想起できるものを入れたり等しております。

【鈴木（新）委員】 そういうことだったら、ちょっと写真の説明があるといいなと思ったんですよね。逗子にこんなところあるのかなと思っている。

【平元主任】 確認をいたします。この写真の部分をですね、事務局でちょっと試行錯誤しながら、様々イラストから写真に入れ替えたりとか、いろいろ作業しているので、基本的には逗子の市内のものを活用していたりはするんですが。ただ、多分これは、ここまでのものはたしかなかったと思うので、全国的にも多分、崖崩れの問題が、それこそ気候変動をきっかけにですね、増えてきているというのがありますので、そこをちょっと例示として入れた写真ではないかなと思います。

【苦瀬会長】 ちょっと気になったのは、いい例だとね、褒められているからいいんですが、悪い例で、これがどこかの場所で特定できたら、良くない。

【平元主任】 その辺りも含めて、他市の場合は、場合によっては差替えとか、あとイラスト等を使うとか等、ちょっと配慮したいと思います。

【苦瀬会長】 いい例でね、こういうまちになったらいいねという写真だと、何々市と言われてもうれしいけど、こういうふうになることは避けましょう。

【鈴木（新）委員】 29ページの写真なんかは、こうなったよという、いいほうですかね。

【苦瀬会長】 いいほうなんでしょうね。悪いほうは、空き家だから特定できないようにご注

意ください。

【平元主任】 ありがとうございます。

【苦瀬会長】 それちょっと御注意ください。

【近藤委員】 今回の立地適正化計画を策定するに当たってのポイントの一つとして、崖地対策、公共工事の条件の緩和が、緩和というのがあるじゃないですか。要は、今回のこのレッドやイエローだったりの書きぶりで、国の何ていうのかな、公共事業が確保しやすくなるという認識でよろしいんでしょうか。

【平元主任】 そうですね、そのような認識で大丈夫です。もちろん、ちょっと今回の改定に合わせて、じゃあどこの部分が崖地工事、具体的にできるかというのは、これから神奈川県と国との調整によってですね、変わってきたりとか、これから調整していく部分かなというふうに思うんですけども、少なくとも制度、国のほうが新たに行ったまちづくり連携砂防事業で拡充するという制度にのっとってですね、記載をしたということは、県と国にもこの立地適正化計画を御覧いただいて、問題ないかというのも確認をしておりますので、制度自体の部分はクリアをしていますので、今までよりも確保しやすくなっているということは事実かなというふうに思います。

【近藤委員】 今日、土木の太田部長、来られていますけれども、県としても崖地対策、例年の1.5倍増しで逗子・葉山も対策進めているんですけども、県費でも限りがありますのでね、ぜひそこら辺は国・県としっかり連携して、安全性を高めていただけたらと思います。

【平元主任】 ありがとうございます。

【苦瀬会長】 ほかにございますか。全体を通じて。よろしいですか。

それでは、議題の（１）番のアが済んだということで、イに行きたいと思います。

【平元主任】 ではですね、議題２の答申案について説明をさせていただきます。まず初めに、ちょっとこれからですね、事務局で作成した答申案を配付いたしますので、少しお待ちください。

（ 資 料 配 付 ）

お待たせいたしました。ではですね、本日ちょっと事務局のほうでまず案という形で作成をいたしました答申案をお配りをいたしました。内容といたしましては、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について（答申）ということで、2023年7月19日付第1回の審議会ですね、のほうで諮問された標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、次

の意見を附して各計画案の方向性について了承しますということでしております。

この意見に関しましてはですね、ちょっと前回までの審議会を踏まえてですね、この辺りが重要なというふうに考えたものを2つ入れております。

まず1つ目がですね、本件の2つの計画策定に当たっては、策定時に最新の情報の掲載が望ましいことから、他計画等から引用する資料、情報、データ等はなるべく最新のものを使用されたいということで、これはちょっと先ほども都市計画マスタープランのところで御説明いたしましたけれども、財政の項目のですね、もともと引用している公共施設等総合管理計画というものがですね、今年度ちょうど改定で、この都市計画マスタープラン、立地適正化計画とほぼ近いようなスケジュールで改定作業を進めております。ですので、今現状はですね、現計画から内容を引用しておるんですけども、様々な数値がですね、古い状態のものになっておりますので、なのでこれらですね、本日答申をいただいてから、実際策定までに少し期間もありますので、その間でブラッシュアップさせてですね、その公共施設総合管理計画から最新のデータを引用するような形で、来年の4月にこの計画がスタートしたときもですね、違和感のないような形で整えていきたいというような趣旨で、この1番の内容というのを入れております。

続いてはですね、防災の関係なんですけれども、これもちょっと都市計画マスタープランの中で引き続き市として意識をしていこうというような内容で入れたものでございます。2番がですね、本市の地形特性上、津波による行政機能の大幅な喪失、地震・土砂災害等による人的被害や道路寸断による孤立等、災害によるリスクが懸念されている。自然災害は全国的にも頻発していることから、本計画及び関連する行政計画の見直しの際は、災害への備えのさらなる充実に努められたいということで記載をしております。

このですね、本日で答申が取りまとまりましたら、今後のスケジュールとしては12月に庁内検討委員会、もともとの素案をつくっていくためにですね、10以上の庁内の関連する部署の所属長を集めたですね、内部の会議というのをこれまでも何度も行って、素案というのを作成をしてまいりました。様々な12月に改めて最終的な庁内検討委員会というのを実施しようというふうに考えておりますので、その中で、この答申の内容というのは共有をしたいというふうに思っています。そのために、あえて我々自身でですね、釘を刺すではないですけども、その防災というところに関して、今後もですね、まだまだ終わりなくやっていくものかなというのも思っていますので、その場であったりとか、もちろんこの答申自体は市長までですね、

答申をするものにもなりますので、そういった意味で明文化して、この2番のところに記述をしていきたいなという趣旨で、この2番というのを付け加えてございます。

では、ちょっと答申の事務局で考えた案に関しましては、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。先ほど御意見でいただいている緑の管理、41ページと44ページの防災の話は、そこに、このスタイルでいくと黄色文字のところみたいなものが入る可能性があるよという前提でいいですね。

【平元主任】 そうですね。

【苦瀬会長】 ということで、そちらはそういう形で解決させていただくということにして、全体としてこの2つの附帯意見をつけて答申したらどうかということでございますが、いかがでございましょうか。

【平元主任】 この答申自体はですね、本日の御意見も踏まえたこの都市計画マスタープランの案と、あと立地適正化計画の案をセットにしたもので答申をいただくというような形になります。なので、今回の審議の内容を踏まえた、最終的な文言に関しては会長とちょっと御相談の上でという形になりますけれども、これを踏まえて、これの方向性の了承というような形で形式になります。

【苦瀬会長】 よろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、この答申案をお認めいただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題の(2)のその他に入りたいと思います。その他。

【平元主任】 では、事務局のほうから説明をさせていただきます。では、こちらはまず答申に関しましては、こちらの内容でですね、あと計画自体も先ほど申し上げたように、最終的にちょっと会長と調整をさせていただいた上で、後日答申の手続を差し上げたいというふうに考えております。

では、今回ですね、3回にわたって、長期間にわたって御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。今後の予定といたしましては、改めてですね、本日この横長の策定スケジュールお配りしております。こちら、前回お配りしたものにかなり近いものなんですけれども、若干日付等だけ加えておるものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日が一番下の、11月20日の都市計画審議会になり

ますので、次がですね、その少し上、⑦12月20日と書いてあるところが先ほど申し上げた庁内の検討会議でございます。ここの中で、改めて庁内の中でも確定をしていって、その後ですね、年明け1月、2月にかけてパブリックコメントを行いたいというふうに考えております。さらにですね、そのパブリックコメントでの意見を踏まえて、3月に政策会議という庁内での会議体を経て策定できればというふうに考えております。

都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定に関しては、以上申し上げたようなスケジュールでございます。また、本審議会自体に関しましては、今年度の予定案件というのはいまありませんので、本日が今年度最後の審議会になるかなというふうに考えております。

一応来年度の案件のですね、簡単な予告になるんですけども、現在審議いただいている都市計画マスタープランの上位計画に当たりますね、神奈川県が作成する逗子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、こちらの見直し作業をですね、今、神奈川県からヒアリング等を受けながらですね、一緒につくっていく、つくっていている最中でございます。来年度にはですね、この見直し作業のより本格的な段階というか、神奈川県都市計画審議会にかけたりですとか、そういった法定手続も入っていくような形になります。県の都市計画審議会にかけるに当たって、市の都市計画審議会のほうでも御審議いただくような内容もございまして、その辺りを御審議いただく予定としております。詳細に関してはですね、来年度入りましたらまた御案内したいと思いますが、あらかじめ御承知おきいただければなというふうに思います。

では、事務局からの御案内は以上でございます。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。本日予定された内容、これで終わりとなりました。それでは、本日の審議会をこれで終了したいと思います。本日どうもありがとうございました。